第 2 期 まちづくりプラン "住んでよし、訪れてよし"

ひとが輝く、ふれあいのまち 鳥栖北





鳥栖北地区まちづくり推進協議会

第2期まちづくりプラン策定にあたり

皆様には、日頃から鳥栖北地区まちづくり推進協議会(以下「まち協」といいます。)の各種事業にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

まち協は、平成 23 年(2011 年)12 月に発足し、平成 25 年 5 月に平成 25 年度から 10 年間を計画期間とする「第 1 期まちづくりプラン」を策定しました。

令和4年度は、この計画期間の最終年度となり、令和5年度から10年間の「第2期まちづくりプラン」を策定する運びとなりました。

第2期まちづくりプランの最初は、第1期まちづくりプランの総括を行っています。できた事業、できなかった事業を明記し、できた事業については 具体的な内容を記載しています。ただ、元年度からの新型コロナウィルス感染症の流行により中止した事業も多くありました。

第2期まちづくりプランの「将来像」及び「課題、基本テーマ」は、第1期のものと同じものとしています。この基本テーマに基づいて具体的な事業を計画しています。

具体的な事業は、現在行っている事業で継続するものと実現の見通しが概ね立っているものをあげています。新規事業については、まち協でその都度、協議し進めていくことにしています。併せて、まち協の「規約」と「組織」の見直しを行っています。

鳥栖北地区の将来像「"住んでよし、訪れてよし"ひとが輝く、ふれあいのまち鳥栖北」の実現を目指して、皆様のご意見を賜りながら事業展開を行っていきたいと思います。

今後ともご協力をよろしくお願いします。

令和5年3月

鳥栖北地区まちづくり推進協議会 会長 鈴木 正美

第1章 第1期まちづくりプランの総括
 I. 第1期まちづくりプランについて ・・・・・・・・・・ 1~3 1. 計画期間 2. 構成:「将来構想」と「基本計画」 (1) 将来構想 (2) 基本計画
 Ⅲ. 第1期まちづくりプランの評価 ~基本テーマごとの評価~ ・・ 4~10 【基本テーマⅠ】みんなで取り組む "くらしの安全・安心まちづくり" 【基本テーマⅡ】笑顔で共に生きる "絆のまちづくり" 【基本テーマⅢ】まちを明るく元気に "地域を支えるひとづくり" 【基本テーマⅣ】マナーアップによる "人やまちにやさしい環境まちづくり" 【基本テーマⅤ】助け合い、支え合い、思いやりの心で築く "福祉のまちづくり" 【基本テーマⅥ】歴史・文化・スポーツを活かした "賑わい交流鳥栖の顔づくり"
第2章 第2期まちづくりプランについて I.第2期まちづくりプラン ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
 Ⅲ.まちづくり推進協議会の組織等の見直しについて ・・・・・・ 20~22 1.青少年育成会、センター運営委員会の見直し 2.運営委員会の廃止 3.構成団体、委員数の見直し 《図表1》まちづくり推進協議会組織図と部会ごとの業務分担 《図表2》まちづくり推進協議会専門部会委員構成
資料編 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第1章 第1期まちづくりプランの総括

- I. 第1期まちづくりプランについて
 - 1. 計画期間

平成 25 年度~平成 34 年度の 10 年間 (平成 25 年度~令和 4 年度) (2013 年度~2022 年度)



- 2. 構成:「将来構想」と「基本計画」
- (1) 将来構想

10年後の鳥栖北地区のめざすべき将来像

①地区のシンボル・・「鳥栖北小学校」

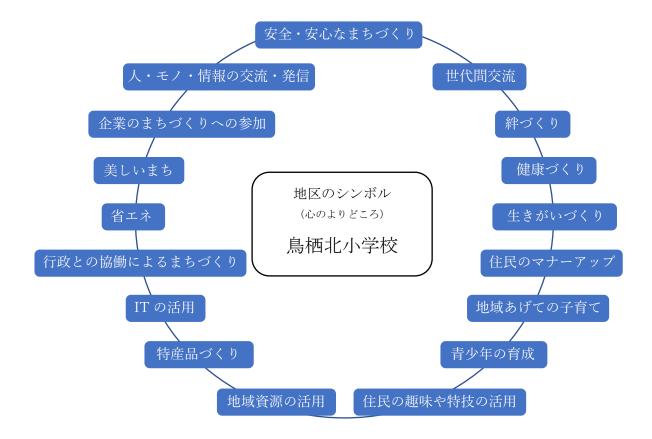
鳥栖北小学校を"地区のシンボル (心のよりどころ)"と位置づけ、子どもと祭りで心をつなぎながら、鳥栖北地区のまちづくりを展開します。

※祭り:鳥栖北地区は祭りが盛ん

鳥栖祇園山笠、宿の鉦浮立、輪くぐり願成就(水影天神社) 長崎街道まつり、エビス祭り

②まちづくりのキーワード

次のキーワードを参考に将来像を描き、基本計画を整理します。



③まちづくりの基本理念

『住んでよし、訪れてよし、輝く住民が互いに絆を結び、

教育・文化の薫り高いこのまちで、学んだことをまちづくりに活かし、

市の顔としてふさわしい安全・安心で美しいまちを創造する。』

④地区の将来像

「地区のシンボル」「まちづくりのキーワード」「まちづくりの基本理念」に基づき、鳥栖北地区の将来像は次のとおりとします。

"住んでよし、訪れてよし" ひとが輝く、ふれあいのまち 鳥栖北



「鳥栖山笠」

(2) 基本計画

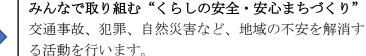
≪地区が抱える主な課題≫

≪まちづくりの基本テーマ≫

【テーマ I 】

【課題I】

地域社会に対する不安の 高まりへの対応



■重点事業:子ども見守りプロジェクト

【課題Ⅱ】

人と人、人と地域との結びつきの希薄化への対応



笑顔で共に生きる"絆のまちづくり"

地域をみんなで支え合うため、人と人を結ぶ活動を行います。

■重点事業:住民ふれあいプロジェクト

【課題Ⅲ】

地域を支える人の高齢化 や固定化への対応



【テーマⅢ】

まちを明るく元気に"地域を支えるひとづくり" 地域活動を支える人材を育成する活動を行います。

■重点事業:まちづくり人材掘りおこし事業

【課題IV】

人やまちにやさしい環境 への対応



【テーマIV】

マナーアップ による "人やまちにやさしい環境まちづくり" みんなが共有する空間を、きれいに、快適にする活動を行います。

■重点事業:環境マナーアップ゚プロジェクト北地区

【課題V】

お互い助け合い、支え合 う社会への対応



【テーマV】

助け合い、支え合い、思いやりの心で築く

"福祉のまちづくり"

お年寄りや子ども達、障がいをもった方が、地域と共 に元気になる活動を行います。

■重点事業:高齢者いきいき・見守りプロジェクト

【課題VI】

鳥栖の中心地としての顔 づくりへの対応



【テーマVI】

歴史・文化・スポーツを活かした

"賑わい交流鳥栖の顔づくり"

鳥栖の中心地として、誇れるまちの顔づくりを行います。

■長崎街道まちづくりプロジェクト

II. 第1期まちづくりプランの評価 \sim 基本テーマごとの評価 \sim

【基本テーマ I 】 みんなで取り組む "くらしの安全・安心まちづくり"

①■重点事業:子ども見守りプロジェクト

取組み	評価	具体的内容
危険箇所の把握とその解消に向けた活動促進		危険個所MAP作成
子どもの見守りに関する地区内外の団体との交流促進	0	子ども見守り隊の編成
子ども見守り隊への参加促進	X	
子ども見守り隊の意識向上に向けた研修会の実施	0	子ども見守り隊研修会
「子ども 110 番の家」の点検と充実		子ども見守り隊 MAP 作成
「丁こも110 笛の豕」の点使と兀夫	O	クリアファイル配布事業

②防犯対策事業

取組み	評価	具体的内容
犯罪危険箇所の把握と情報共有	×	
街灯・防犯灯の不備点検	X	
空き家の把握とその対策	X	
合同パトロールの実施	0	夜間パトロールの実施(夏休)

③交通安全対策事業

取組み		具体的内容
交通危険個所の把握とその解消に向けた活動促進	0	危険箇所MAP作成 通学路点検
警察、行政と連携した運転マナー向上に向けた活動促進	\circ	自転車安全運転講習会の実施

④救急時対応プロジェクト

取組み	評価	具体的内容
救急時対応研修会の実施	\circ	日赤講習会への参加
救急時対応マニュアルの作成	X	
AED設置箇所の把握	0	AED設置箇所MAP作成

⑤災害対策事業

©><1>1>1		
取組み	評	具体的内容
	価	
災害時の避難所情報の周知徹底	×	
災害等緊急時対応ルールづくり		
(自然災害等が生じた時に、住民がどの		防災講習会
ように対応したら良いのか、そのための		则 灭神自云
鳥栖北地区にあったルールづくり)		T sagniosu w
·		

【基本テーマⅡ】笑顔で共に生きる"絆のまちづくり"

①■重点事業:住民ふれあいプロジェクト

取組み	評価	具体的内容
地区全体イベントの検討と実施		
*よさこい、歌、文化祭など	\circ	地区文化祭の開催
*行事参加のバリアフリー推進	×	
(自治会、居住年数などを越えて誰もが参加できる)		
*各町区の行事の推進と相互交流	×	
*ポイント制の導入	X	
気楽に集える場の確保(空き家、企業の事務所の一角を活用)	×	

②あいさつ・声かけ運動プロジェクト

取組み	評価	具体的内容
通り、会議などでのあいさつ・声かけの実施	0	北小校門であいさつ・声かけの 実施
あいさつ・声かけ運動促進サインの設置	\circ	あいさつの立て看板作成
鳥栖北地区あげてのあいさつ・声かけ宣言	0	「笑顔であいさつ!あいさつから始めよう 笑顔あふれる鳥栖 北」ポスター作製(標語6点)

③世代間交流プロジェクト

取組み	評価	具体的内容
世代間交流機会の創出		地域交流ものづくり体験事業
子どもから高齢者、高齢者から子どもへのプレゼント	0	子どもから子ども見守り隊へ花 のプレゼント

④子どもふれあい交流プロジェクト

取組み	評価	具体的内容
子ども同士の交流機会の創出	×	
子どもみこし	X	

⑤おしゃべり機会創出プロジェクト

取組み	評価	具体的内容
おしゃべりの場づくり	×	
聞き手の確保	×	

⑥隣近所ふれあい交流プロジェクト

取組み	評価	具体的内容
隣近所の交流促進	×	



⑦笑顔推進プロジェクト

取組み	評価	具体的内容
笑顔教室	X	
鳥栖北スマイルアドバイザーの創設 (講習を受けた住民		
をスマイルアドバイザーとして登録し、笑顔を拡げるた	×	
めの指導を行う)		

⑧行政とのまちづくり情報共有プロジェクト

取組み	評価	具体的内容
行政と連携し、まちづくり情報の共有化促進	×	

⑨地域情報の発信プロジェクト

取組み	評価	具体的内容
鳥栖北地区に関する情報の発信 (ホームページやフェイスブック等の活用)	×	



「新花いっぱい運動」

【基本テーマⅢ】まちを明るく元気に"地域を支えるひとづくり"

①■重点事業:まちづくり人材掘りおこし事業

取組み	評価	具体的内容
住民の趣味や特技、やりたいことなどを整理した人材リ ストの作成とその活用	×	
シニア世代を対象としたヤング高齢者教室の開催	×	

②青少年育成事業

取組み	評価	具体的内容
青少年育成に関わる団体の交流促進	×	
青少年育成に関わる人材の確保	X	
青少年の育成に関する情報の共有	×	
夏休みや夜間パトロールの充実	\circ	夜間パトロールの実施 (夏休)

③子ども体験学習プロジェクト

取組み	評価	具体的内容
川などでの体験学習	×	

④まちづくりリーダーの育成

取組み	評価	具体的内容
まちづくりを推進するために、まちづくりリーダーを対象とした研修会等の開催	×	

⑤鳥栖北地区の将来を担う中学生との意見交流会

取組み	評価	具体的内容
中学生との意見交流会	×	

⑥生涯学習推進事業

取組み	評価	具体的内容
いきいきサロン、地区文化祭などの既存事業の充実	\circ	地区文化祭の開催
新たな生涯学習の掘り起こしと実施(地元学教室、IT		郷土史講座の開催
関連学習会など)		パソコン教室の開催



「グラウンドゴルフ大会」

【基本テーマIV】マナーアップによる"人やまちにやさしい環境まちづくり"

①■重点事業:環境マナーアッププロジェクト北地区

取組み	評価	具体的内容
ゴミの不法投棄防止に向けた様々な活動促進	×	
犬のフンの放置防止に向けた様々な活動促進	X	
ごみ出しマナーの向上に向けた様々な活動促進	\circ	環境マナーアップ大作戦(チラシ)

②河川環境向上プロジェクト

取組み	評価	具体的内容
河川の浄化、清掃活動	×	

③地区景観向上プロジェクト

取組み	評価	具体的内容
花いっぱい運動の展開	\circ	新花いっぱい運動
街路樹の植栽と管理	X	
景観表彰制度の創設とその制度に基づく表彰	X	
行政や町区と連携し老朽化した看板や違反看板の撤去		
促進	×	

④3R推進事業

取組み	評価	具体的内容
行政と連携し、ごみを減らす(リデュース)、繰り返し		
使う(リユース)、資源として再利用する(リサイクル) ことを促進	×	

⑤省エネ推進事業

取組み	評価	具体的内容
各家庭や企業等における省エネ活動の推進	×	



「クリーンアップ事業」

【基本テーマ V 】助け合い、支え合い、思いやりの心で築く"福祉のまちづくり"

①■重点事業:高齢者いきいきプロジェクト

取組み	評価	具体的内容
カラオケ大会や会食会の開催	\circ	30 年度カラオケ大会実施

②■重点事業:高齢者見守りプロジェクト

取組み	評価	具体的内容
高齢者の把握(一人暮らし、高齢者世帯など)	×	
高齢者の閉じこもりの予防(見守り、訪問、声かけ運動 など)	×	

③子育て環境向上プロジェクト

取組み	評価	具体的内容
子育ての場の確保	×	
支援委員の確保	X	

④福祉関連団体交流事業

取組み	評価	具体的内容
福祉関連団体の交流を促進し、情報を共有するととも	~	
に、連携を促す(座談会の開催など)		

⑤ユニバーサルデザインの普及推進事業

取組み	評価	具体的内容
行政と連携し、ユニバーサルデザインの普及に努める	×	

⑥健康づくり推進プロジェクト

取組み	評価	具体的内容
ノルディックウォーキングの推進	\circ	元年度から実施





「ノルディックウォーキング」

【基本テーマVI】歴史・文化・スポーツを活かした"賑わい交流鳥栖の顔づくり"

①■重点事業:長崎街道まちづくりプロジェクト

取組み	評価	具体的内容
長崎街道を活かしたまちづくりを展開	\circ	秋の爽やか北さんぽ

②地域資源の掘りおこし・活用プロジェクト

取組み	評価	具体的内容
新たな地域資源の掘りおこし(古い建物や古木など)	×	
神社、教育関連施設、サッカースタジアムなどの地域資		ノルディックに「スタジアム観覧コース」、
源を活かした各種事業の展開		「三社巡りコース」を設定
地域のことを理解するためのまち歩きの実施	0	秋の爽やか北さんぽ

③個性ある通りづくりプロジェクト

取組み	評価	具体的内容
地域に愛着がわき、案内がしやすいように、主な通りに 名前をつけ、通りに通り名が入ってサインを設置	×	市で通り名(愛称)を制定し、看板を設置 (市制施行60周年記念事業)
歴史、文化、景観を活かした個性ある通りづくりの展開	×	
主要なマップに通り名を入れ、道案内や避難等に活用	0	防災安全マップに通り名を明記 「中央通り」、「駅みらい通り」 「いにしえ通り」

④地区景観マニュアルの策定

取組み	評価	具体的内容
緑と花と水のまちづくりをめざした地区景観マニュア ルの策定	×	
景観マニュアルを住民へ周知	×	

⑤市内外の地区との交流・連携プロジェクト

取組み	評価	具体的内容
長崎街道沿線地区との交流・連携	X	
他市の中心地区に位置するまちづくり協議会との交流・ 連携	×	

⑥特産品開発プロジェクト

取組み	評価	具体的内容
特産品を通じて、鳥栖北地区を広く地区外に売り込む	×	

第2章 第2期まちづくりプランについて

I. 第2期まちづくりプラン

1. 計画期間 令和5年度(2023)~令和14年度(2032)の10年間とします。

2. 将来像

第1期まちづくりプランと同じとします。

"住んでよし、訪れてよし" ひとが輝く、ふれあいのまち 鳥栖北

3. シンボルマーク

第2期まちづくりプラン策定を契機に、鳥栖北地区まちづくり推進協議会のシンボルマークを鳥栖北小学校校章とします。



4. 課題、基本テーマと具体的な事業及び研究課題

地区が抱える主な課題(以下「課題」)とそれに付随する基本テーマは、第1期まちづくりプランと同じものとし、基本テーマごとに具体的な事業を整理します。

(1) 課題

課題【I】地域社会に対する不安の高まりへの対応

交通量が増加したことで、朝夕の混雑時における住宅地への車の侵入が増え、交通事故への不安が高まりつつあります。

特に、子ども達の通学時の安全・安心の確保が大きな課題の一つといえます。

また、ひったくりや車上荒らし、空き巣などの犯罪に対する不安もあり、防犯対策が 課題の一つにあげられます。

さらに東日本大震災の影響を受け、地震などの自然災害への不安も高まっています。

課題【Ⅱ】人と人、人と地域との結びつきの希薄化への対応

マンション・アパートが多く、人の出入りが多い鳥栖北地区では、地区活動に無関心な人の増加によって、自治会への加入率が低下し、地区行事や地区の諸活動に支障をきたす事態が生じています。

人と人、人と地域との結びつきをどのように強化していくかが課題の一つとなっています。

課題【Ⅲ】地域を支える人の高齢化や固定化への対応

地区活動を支える人達の高齢化や固定化が進んでいます。

さらに、地区活動に積極的な人と、全く参加しない人の二極化も進んでいます。

地区活動に参加するきっかけを作り、多くの人が地域に関わること (=ひとづくり) がこれからのまちづくりにとって必要です。

また、鳥栖北地区の次世代を担う子ども達が、地域と共に健全に育ち、郷土愛をもってもらうこともひとづくりにつながっていきます。

課題【IV】人やまちにやさしい環境への対応

歩道、広場、公園などに犬のフンの放置がみられ、住民マナーの向上が課題となっています。

また、ごみ出しマナーを守らない一部の住民の影響で、カラスや野良猫などがごみ袋を散乱させ、生活環境上の課題が生じています。

課題【V】お互い助け合い、支え合う社会への対応

一人暮らしの高齢者や高齢者世帯が増え、家に閉じこもる人など、地域社会の中で孤立するケースが出ています。

このような高齢者を、地区としてどのように支えていくのかが課題となっています。 また、両親共働きで、子どもが一人になるケースが増えています。

子育てには地区の支えが必要で、どのように対応するかが課題となっています。

課題【VI】鳥栖の中心地としての顔づくりへの対応

市の中心部としての機能を持つ鳥栖北地区には、広域交流施設のサンメッセ鳥栖、近 隣にサッカースタジアムもあり、全国各地から多くの来場者が訪れています。

中心地の印象は、市のイメージ形成に大きな影響を与えます。

鳥栖の中心地としてふさわしい、誇れるまちの顔づくりが課題となっています。



(2) 具体的な事業

課題【I】地域社会に対する不安の高まりへの対応

基本テーマ【Ⅰ】安全安心のまちづくり

子ども見守り隊事業

- □「子ども110番の家」の充実
- □子ども見守り隊MAP作成事業
- □子ども見守り隊クリアファイル配布事業
- □子ども見守り隊感謝事業 (新花いっぱい運動)

防災、安全点検事業

- □北小通学路点検事業
- □防災学習事業
- □危険箇所(防犯·防災)把握事業



「新花いっぱい運動」で子どもたちが作った寄せ植え

課題【Ⅱ】人と人、人と地域との結びつきの希薄化への対応

基本テーマ【Ⅱ】絆のまちづくり

秋の爽やか北さんぽ

- 鳥栖北小コミュニティスクール関連事業
- □子ども見守り隊感謝事業 (新花いっぱい運動)
- □地域交流ものづくり事業(凧作り)
- □文化祭交流事業

鳥栖中コミュニティスクール関連事業

- □クリーンアップ事業
- □平和学習事業
- □文化祭交流事業

文化祭



「地域交流ものづくり事業 (凧作り)」

課題【Ⅲ】地域を支える人の高齢化や固定化への対応

基本テーマ【Ⅲ】地域を支えるひとづくり

	·
	青少年育成事業
	□青少年育成会事業
	□鳥栖北小コミュニティスクール関連事業(再掲)
	□鳥栖中コミュニティスクール関連事業(再掲)
	□放課後子ども教室
	生涯学習推進事業
_	□きずな塾
	□人材掘りおこし事業

課題【IV】人やまちにやさしい環境への対応

基本テーマ【IV】やさしい環境のまちづくり

新花いっぱい運動

クリーンアップ事業 (再掲)

(鳥栖中コミュニティスクール関連事業)

地域環境点検活動

課題【V】お互い助け合い、支え合う社会への対応

基本テーマ【V】福祉のまちづくり

課題【VI】鳥栖の中心地としての顔づくりへの対応

基本テーマ【VI】賑わい交流鳥栖の顔づくり

秋の爽やか北さんぽ (再掲)

通り名普及事業

(中央通り、駅みらい通り、いにしえ通り)

地域資源の活用





「秋の爽やか北さんぽ」



(3) 研究課題

課題に基づく具体的な事業とは別に、研究課題を設定します。 市と情報を共有し、市と協働で調査、研究を行います。

研究課題【Ⅰ】市民協働のまちづくり

1. 自主避難所送迎事業

令和 2 年 10 月の台風 10 号の折に、鳥栖北まちづくり推進センターに 30 世帯 49 人の方が避難されました。

この避難者のうち、80歳代以上の単身世帯が6人おられ、近所の方や民生委員の方が送迎されるケースが見受けられました。

このような状況の中、まちづくり推進協議会として何ができるのか、何を すべきなのか、調査・研究を行います。

(参考)

*第7次鳥栖市総合計画

基本目標 安全で安心して暮らせるまち

施策① 市民の大切な生命と財産の保全

主な取組 《防災、減災対策の推進》

自主防災組織による防災訓練の実施など市民一人ひとりが防災意識を高めるとともに、避難環境を整え、避難行動要支援者への対策など、関係機関との連携・協力のもと、地域と一体となった防災力の向上に取り組みます。

*第4期鳥栖市地域福祉計画

《住民座談会であがった主な意見》

災害時の避難者の支援をする人を決めておいた方がいいと思う(電話で連絡をする、確認をする係など)。

《市が取り組むこと》

避難に支援が必要な方の把握と支援について、地域住民の協力を得なが ら進めます。





2. 外出支援事業

自主避難所送迎と同様に、高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯などにおいて外出支援の要望は潜在的にあると思われます。

自主避難所送迎事業と同様な課題・問題点があり、併せて、調査・研究を 行います。

(参考)

- *第4期鳥栖市地域福祉計画:住民座談会であがった主な意見
 - ○社会福祉協議会等で予約をして、病院や買い物に送ってもらえる制度があればいいと思う。
 - ○独居老人の買い物支援(自分が高齢になって外に出ることが不自由になった場合、地域の人との関わりが持てたら、買い物の支援をしていただけると助かる)。
 - ○高齢者が買い物に出にくい(移動スーパー、外出の支援、買い物支援)。

研究課題【Ⅱ】住民参加のまちづくり

住民一人ひとりが住みやすい鳥栖北地区(鳥栖市)をつくるために、自分の趣味や特技を活かしながら、できる時に、できることを、無理なく楽しく、まちづくりへ参加すること、参加できることが重要です。

- 1. ボランティア団体との連携事業の構築
- 2. まちづくり人材掘りおこし事業

研究課題【Ⅲ】将来のまちづくり推進協議会の組織

将来のまちづくり推進協議会の組織を検討し、総合的、一体的、体系的に各種事業をすべきかもしれません。

5. まちづくりプランの点検・評価

第2期まちづくりプランの具体的な事業については、随時、見直し・点検を行い、 円滑な事業の推進を図っていきます。

Ⅱ. まちづくり推進協議会の組織等の見直しについて

第1期まちづくりプランの実施状況等を踏まえ、第2期まちづくりプラン策定に際 し、まちづくり推進協議会の組織等の見直しを行います。

1. 青少年育成会、センター運営委員会の見直し

「鳥栖北地区青少年育成会」の組織と「鳥栖北まちづくりセンター運営委員会」 の所掌事務を鳥栖北地区まちづくり推進協議会の中へ取り込みます。

両組織の目的は、まちづくり推進協議会の基本テーマⅢ "地域を支えるひとづくり" の具体的事業と一致します。

(具体的事業名) *青少年育成事業 *生涯学習推進事業

(1) 鳥栖北地区青少年育成会

「鳥栖市青少年育成市民会議」と連動した組織であるので、「鳥栖北地区青少年育成会」は存続させ、まちづくり推進協議会内の組織とします。

(2) 鳥栖北まちづくりセンター運営委員会 鳥栖北まちづくりセンター運営委員会規約を廃止します。

2. 運営委員会の廃止

運営委員会を廃止し、まちづくり推進協議会の機関は、「総会」、「役員会」、「専門部会」とします。

これに伴い、役員会の構成員を拡大します。

3. 構成団体、委員数の見直し

第1期まちづくりプランの評価の一つとして、志縁団体等との連携がうまくいかなかったことがあります。

このため、まちづくり推進協議会の構成団体に「とす市民活動センター」、「鳥栖 地区地域包括支援センター」を加えるとともに構成団体の整理を行います

併せて、構成団体の整理に伴い、委員数の見直しを行い、専門部会ごとの委員構成を明確にします。

- (1) 構成団体の見直し
- ① 構成団体から外す団体
 - (ア) 子どもクラブ
 - (イ) 青少年育成会
- ② 新たに構成団体とする団体
 - (ア) とす市民活動センター
 - (イ) 鳥栖地区地域包括支援センター
- (2) 委員数の見直しと専門部会ごとの委員構成明確化

構成団体の見直しとともに委員数の見直しを行い、併せて、部会ごとの委員数を明確にします。



《図表1》まちづくり推進協議会組織図と部会ごとの業務分担

役員会メンバー 会長 副会長 2名 専門部会長 2名 専門副部会長 4名 区長 事務局長 総会

役員会

安全安心部会

基本テーマ【 I 】: 安全安心のまちづくり

- 1. 子ども見守り隊事業
- 2. 防災、安全点検事業

基本テーマ【IV】: やさしい環境のまちづくり

- 1. 新花いっぱい運動
- 2. クリーンアップ事業

(鳥栖中コミュニティスクール関連事業)

3. 地域環境点検活動

基本テーマ【VI】: 賑わい交流鳥栖の顔づくり

- 1. 秋の爽やか北さんぽ(再掲)
- 2. 通り名普及事業
- 3. 地域資源の活用

地域交流部会

基本テーマ【Ⅱ】: 絆のまちづくり

- 1. 秋の爽やか北さんぽ
- 2. 鳥栖北小コミュニティスクール関連事業
- 3. 鳥栖中コミュニティスクール関連事業
- 4. 文化祭

基本テーマ【Ⅲ】: 地域を支えるひとづくり

- 1. 青少年育成事業
- 2. 生涯学習推進事業

基本テーマ【V】: 福祉のまちづくり

【研究課題】

- 【 I 】市民協働のまちづくり 1. 自主避難所送迎事業
 - 2. 外出支援事業
- 【Ⅱ】住民参加のまちづくり 1. ボランティア団体との連携事業の構築
 - 2. まちづくり人材掘りおこし事業
- 【Ⅲ】将来のまちづくり推進協議会の組織

《図表2》まちづくり推進協議会専門部会委員構成

現行 団体の名称		委員	数	安全・安	地域交流	計
-5%11	」 団体の名称	運営委員	まちづくり委員	心部会	部会	訂
	区長会	5人		2人	3人	5人
	民生委員児童委員協議会	1人	3人以内	2人	2人	4人
	老人クラブ	1人	4人以内	2人	3人	5人
	子どもクラブ	1人	3人以内		欠	0人
	鳥栖北小学校	1人		_	1人	1人
	鳥栖中学校	1人		1人	_	1人
	鳥栖北小学校PTA	1人	3人以内	2人	2人	4人
	鳥栖中学校PTA	1人	3人以内	2人	2人	4人
	女性部	1人	1人以内		2人	2人
	消防団第1分団	1人	1人以内	2人		2人
	食生活改善推進協議会	1人	1人以内	_	2人	2人
	地区社会福祉協議会	1人	1人以内	1人	1人	2人
	交通対策協議会	1人	1人以内	2人	_	2人
	体育協会	1人	1人以内		2人	2人
	青少年育成会	1人	1人以内	_	2人	2人
	一般公募による者		6 人以内	_	_	0人
	計			16人	22人	38人

	1 = 1 .00					
坃	直し後	 団体の名称	まちづくり	安全安心	地域交流	計
			委員数	部会	部会	ПI
	区長会		5人以内	2人	3人	5人
	民生委員	児童委員協議会	4人以内	2人	2人	4人
	老人クラ	ブ	5人以内	2人	3人	5人
	鳥栖北小	学校	1人以内	_	1人	1人
	鳥栖中学	校	1人以内	1人	_	1人
	鳥栖北小	学校PTA	4人以内	2 人	2 人	4人
	鳥栖中学	校PTA	4人以内	2人	2 人	4人
	女性部		2人以内		2人	2人
	消防団第	1 分団	2人以内	2 人		2人
	食生活改	善推進協議会	2人以内		2 人	2人
	地区社会	福祉協議会	2人以内	1人	1人	2人
	交通対策	協議会	2人以内	2人	_	2人
	スポーツ	協会	2人以内		2 人	2人
	とす市民	活動センター	1人以内		1人	1人
	鳥栖地区	地域包括支援センター	1人以内		1人	1人
	一般公募	による者	6人以内			0人
		計		16人	22人	38人

資料編

- I. 人口等各種統計資料
- Ⅱ. 鳥栖北地区まちづくり推進協議会規約新旧対照表
- Ⅲ. 鳥栖北地区まちづくり推進協議会運営細則
- IV. 鳥栖北地区青少年育成会会則新旧対照表
- V. 鳥栖北まちづくり推進センター運営委員会規約
- VI. まちづくりプラン策定の経緯

I. 人口等各種統計資料

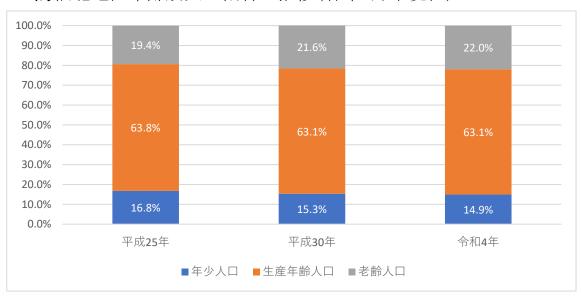
1. 鳥栖北地区年齢別人口の推移と高齢化率(各年3月末現在)



人口は増加傾向である。

高齢化率は平成25年と比較すると2.6ポイントの増である。

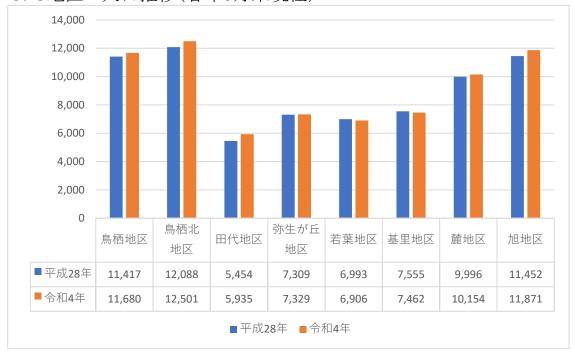
2. 鳥栖北地区年齢別人口割合の推移(各年3月末現在)



年少人口	0~14歳
生産年齢人口	15歳~64歳
老齢人口	65歳以上

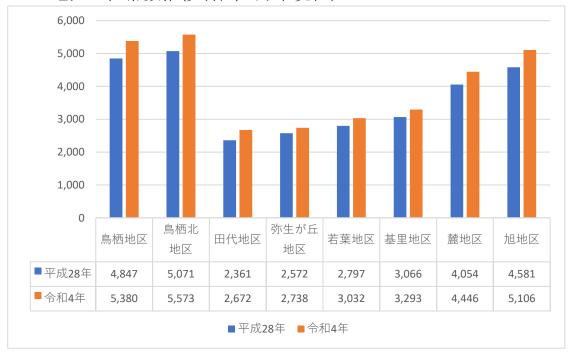
年少人口の割合は減少し、老齢人口の割合は増加している。

3.8地区の人口推移(各年3月末現在)



人口は2地区(若葉、基里地区)が減少、他の6地区は増加している。

4.8地区の世帯数推移(各年3月末現在)



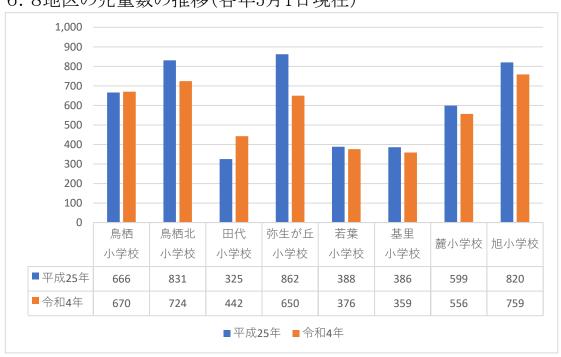
世帯数は、全地区増加している。

5. 高齢化率(令和4年3月末現在)



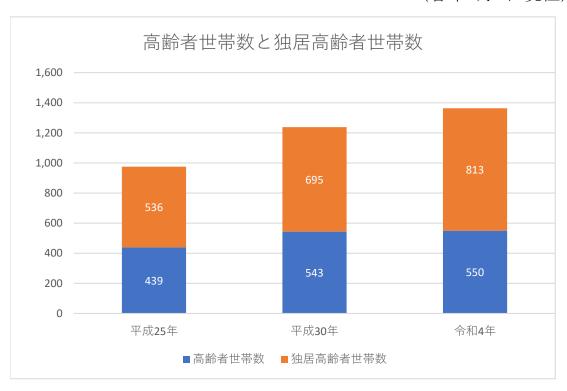
市の高齢化率を下回ってるのは、弥生が丘地区、鳥栖北地区、旭地区である。

6.8地区の児童数の推移(各年5月1日現在)



児童数が増加しているのは、田代小学校だけである。

7. 鳥栖北地区の高齢者世帯数と独居高齢者世帯数の推移 (各年4月1日現在)



高齢者世帯数	65歳以上のみの世帯数
独居高齢者世帯数	65歳以上で1人暮らしの世帯数

独居高齢者世帯が増加している。

	年少人口 生	産年齢人[老齢	静人口 7	高齢化率 /	人口
平成25年	1,978	7,516	2,286	19.4%	11,780
平成30年	1,836	7,606	2,607	21.6%	12,049
令和4年	1,866	7,891	2,744	22.0%	12,501
	年少人口 生	産年齢人[老齢			
平成25年	16.8%	63.8%	19.4%		
平成30年	15.3%	63.1%	21.6%		
令和4年	14.9%	63.1%	22.0%		

	平成28年	令和4年
鳥栖地区	11,417	11,680
鳥栖北 地区	12,088	12,501
田代地区	5,454	5,935
弥生が丘地区	7,309	7,329
若葉地区	6,993	6,906
基里地区	7,555	7,462
麓地区	9,996	10,154
旭地区	11,452	11,871

	平成28年	令和4年
鳥栖地区	4,847	5,380
鳥栖北 地区	5,071	5,573
田代地区	2,361	2,672
弥生が丘地区	2,572	2,738
若葉地区	2,797	3,032
基里地区	3,066	3,293
麓地区	4,054	4,446
旭地区	4,581	5,106

令和4年

鳥栖地区	25.06%
鳥栖北 地区	21.95%
田代地区	27.73%
弥生が丘地区	13.17%
若葉地区	28.03%
基里地区	28.44%
麓地区	25.71%
旭地区	23.16%
鳥栖市	23.97%

		平成25年	令和4年
鳥栖	小学校	666	670
鳥栖北	小学校	831	724
田代	小学校	325	442
弥生が	丘小学校	862	650
若葉	小学校	388	376
基里	小学校	386	359
麓小学	校	599	556
旭小学	校	820	759

高齢者世帯数と高齢者世帯数

平成25年	439	536
平成30年	543	695
令和4年	550	813

Ⅱ. 鳥栖北地区まちづくり推進協議会規約新旧対照表

改正後	現行
鳥栖北地区まちづくり推進協議会規約	鳥栖北地区まちづくり推進協議会規約
(名称)	(名称)
第1条 この会は、鳥栖北地区まちづくり推進協議会 <u>(以下「まち協」</u>	第1条 この会は、鳥栖北地区まちづくり推進協議会(以下「協議会」
といいます。)と称します。	という。)と称します。
(事務局)	(事務局)
第2条 <u>まち協</u> の事務局は、鳥栖市鳥栖北まちづくり推進センター内に	第2条 協議会の事務局は、鳥栖市鳥栖北まちづくり推進センター内に
置きます。	置きます。
(目的) 第3条 <u>まち協</u> は、鳥栖北地区を「"住んでよし、訪れてよし"ひとが <u>輝くふれあいのまち」</u> とするために、 <u>鳥栖市と協働して様々な長所の</u> 活用や地域課題の解決を図り、より安全・安心で暮らしやすい地域社 会を築くことを目的とします。	(目的) 第3条 協議会は、鳥栖北地区を「子どもから高齢者まで笑顔で結ぶ『ふれあいの場』がある明るく住みよいまち」とするために、様々な長所の活用や地域課題の解決を図り、より安全・安心で暮らしやすい地域社会を築くことを目的とします。
(事業)	(事業)
第4条 <u>まち協</u> は、前条の目的を達成するため、次の事業を行います。	第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行います。
(1) 地区全体の総合的なまちづくりに関する事業	(1) 地区全体の総合的なまちづくりに関する事業
(2) 地区内の市民活動団体同士で連携を確立する事業	(2) 地区内の市民活動団体同士で連携を確立する事業
(3) 行政や企業と協働して取り組む事業	(3) 行政や企業と協働して取り組む事業
(4) その他目的を達成するために必要な事業	(4) その他目的を達成するために必要な事業

世 改正後 (組織) 第 5条 まち協は、次のものをもって組織します。 (1) 鳥栖北地区の住民 (2) まち協の目的に賛同する個人 (3) まち協の目的に賛同する市民活動団体及び事業者(以下「団体等」といいます。) (委員) 第 6条 まち協にまちづくり委員を置きます。 (削除) 2 まちづくり委員は、鳥栖北地区まちづくり推進協議会運営細則(以下「運営細則」といいます。)で定める団体から推薦された者及び一般公募による者とします。 3 まちづくり委員の任期は2年とし、再任は妨げません。 (3 組織) 第 5条 協議会は、次のものをもって組織します。 (1) 鳥栖北地区の住民 (2) 協議会の目的に賛同する個人 (3) 協議会の目的に賛同する市民活動団体及び事業者(以下「団体等」という。) (委員) 第 6条 協議会に次の委員を置きます。 (1) 運営委員 (2) まちづくり委員 (2) まちづくり委員 (3) 選営委員及びまちづくり委員は、鳥栖北地区まちづくり推進協議会運営細則(以下「運営細則」といいます。)で定める団体から推薦された者及び一般公募による者とします。 3 運営委員及びまちづくり委員の任期は2年とし、再任は妨げません。
 第5条 まち協は、次のものをもって組織します。 (1) 鳥栖北地区の住民 (2) まち協の目的に賛同する個人 (3) まち協の目的に賛同する市民活動団体及び事業者(以下「団体等」といいます。) (委員) (委員) ((大) 協議会の目的に賛同する個人 (3) 協議会の目的に賛同する市民活動団体及び事業者(以下「団体等」という。) ((大) 保) ((大) 保) ((大) 保) ((大) 保) ((大) 保) ((大) 保) ((大) 保) ((大) 保) ((大) 保) ((大) 保) ((大) 保) ((大) 保) ((大) 保) ((大) 保) ((大) 保) ((大) 保) ((大) 保) ((大) 保) ((大) 保) ((大) 保) ((大) 保) ((大) 保) ((大) 保) ((大) 保) ((大) 保) ((大) 保) ((大) 保) ((大) 保) ((大) 保) ((大) 保) ((大) 保) ((大) 保) ((大) 保) ((大) 保) ((大) 保) ((大) 保) ((大) 保) ((大) 保) ((大) 保) ((大) 保) ((大) 保) ((大) 保) ((大) 保) ((大) 保) ((大) 保) ((大) 保) ((大) 保) ((大) 保) ((大) 保) ((大) 保) (
 (1) 鳥栖北地区の住民 (2) まち協の目的に賛同する個人 (3) まち協の目的に賛同する市民活動団体及び事業者(以下「団体等」といいます。) (委員) (委員) (委員) (方) (利除) (利除) (利除) (2) 協議会の目的に賛同する市民活動団体及び事業者(以下「団体等」という。) (委員) 第6条 まち協にまちづくり委員を置きます。 (利除) (利除) (2) まちづくり委員を置きます。 (1) 鳥栖北地区の住民 (2) 協議会の目的に賛同する市民活動団体及び事業者(以下「団体等」という。) 第6条 協議会に次の委員を置きます。 (1) 運営委員 (2) まちづくり委員 (2) まちづくり委員 (2) まちづくり委員 (2) 運営委員及びまちづくり委員は、鳥栖北地区まちづくり推進協議会運営細則(以下「運営細則」という。)で定める団体から推薦された者及び一般公募による者とします。 3 まちづくり委員の任期は2年とし、再任は妨げません。
(2) まち協の目的に賛同する個人 (3) まち協の目的に賛同する市民活動団体及び事業者(以下「団体等」といいます。) (3) 協議会の目的に賛同する市民活動団体及び事業者(以下「団体等」という。) (委員) (海除) (海除) (削除) (削除) (2) 協議会の目的に賛同する個人 (多員) (参員) 第6条 まち協にまちづくり委員を置きます。 (削除) (削除) (2) まちづくり委員を置きます。 (削除) (2) まちづくり委員 (2) 協議会の目的に賛同する個人 (多員) 第6条 協議会に次の委員を置きます。 (1) 運営委員 (2) まちづくり委員 (2) お議会の目的に賛同する個人 (委員) 第6条 協議会に次の委員を置きます。 (1) 運営委員 (2) まちづくり委員 (2) お議会の目的に賛同する市民活動団体及び事業者(以下「団体等」という。) (多員) 第6条 協議会に次の委員を置きます。 (1) 運営委員 (2) まちづくり委員は、鳥栖北地区まちづくり推進協議会運営細則(以下「運営細則(以下「運営細則」という。)で定める団体から推薦された者及び一般公募による者とします。 3 運営委員及びまちづくり委員の任期は2年とし、再任は妨げません。
(3) まち協の目的に賛同する市民活動団体及び事業者(以下「団体等」といいます。) (委員) 第6条 まち協にまちづくり委員を置きます。
といいます。) (委員) 第6条 まち協にまちづくり委員を置きます。 (削除) (削除) 2 まちづくり委員は、鳥栖北地区まちづくり推進協議会運営細則(以下「運営細則」といいます。)で定める団体から推薦された者及び一般公募による者とします。 3 まちづくり委員の任期は2年とし、再任は妨げません。 という。) (委員) 第6条 協議会に次の委員を置きます。 (1) 運営委員 (2) まちづくり委員 (2) まちづくり委員 (2) まちづくり委員は、鳥栖北地区まちづくり推進協議会 運営細則(以下「運営細則」という。)で定める団体から推薦された者及び一般公募による者とします。 3 運営委員及びまちづくり委員の任期は2年とし、再任は妨げませ
(委員) 第6条 まち協にまちづくり委員を置きます。
第6条 まち協にまちづくり委員を置きます。第6条 協議会に次の委員を置きます。(削除) (削除)(1) 運営委員 (2) まちづくり委員は、鳥栖北地区まちづくり推進協議会運営細則(以下「運営細則」といいます。)で定める団体から推薦された者及び一般公募による者とします。第6条 協議会に次の委員を置きます。2 まちづくり委員は、鳥栖北地区まちづくり推進協議会運営細則(以下「運営細則」という。)で定める団体から推薦された者及び一般公募による者とします。2 運営細則(以下「運営細則」という。)で定める団体から推薦された者及び一般公募による者とします。3 まちづくり委員の任期は2年とし、再任は妨げません。3 運営委員及びまちづくり委員の任期は2年とし、再任は妨げませ
第6条 まち協にまちづくり委員を置きます。第6条 協議会に次の委員を置きます。(削除) (削除)(1) 運営委員 (2) まちづくり委員は、鳥栖北地区まちづくり推進協議会運営細則(以下「運営細則」といいます。)で定める団体から推薦された者及び一般公募による者とします。第6条 協議会に次の委員を置きます。2 まちづくり委員は、鳥栖北地区まちづくり推進協議会運営細則(以下「運営細則」という。)で定める団体から推薦された者及び一般公募による者とします。2 運営細則(以下「運営細則」という。)で定める団体から推薦された者及び一般公募による者とします。3 まちづくり委員の任期は2年とし、再任は妨げません。3 運営委員及びまちづくり委員の任期は2年とし、再任は妨げませ
(削除) (削除) (削除) (割除) (2 まちづくり委員は、鳥栖北地区まちづくり推進協議会運営細則(以下「運営細則」といいます。)で定める団体から推薦された者及び一般公募による者とします。 3 まちづくり委員の任期は2年とし、再任は妨げません。 (1) 運営委員 (2) まちづくり委員 (2) まちづくり委員は、鳥栖北地区まちづくり推進協議会 運営細則(以下「運営細則」という。)で定める団体から推薦された 者及び一般公募による者とします。 3 運営委員及びまちづくり委員の任期は2年とし、再任は妨げませ
(削除) 2 まちづくり委員は、鳥栖北地区まちづくり推進協議会運営細則(以下「運営細則」といいます。)で定める団体から推薦された者及び一般公募による者とします。 3 まちづくり委員の任期は2年とし、再任は妨げません。 (2) まちづくり委員 2 運営委員及びまちづくり委員は、鳥栖北地区まちづくり推進協議会運営細則(以下「運営細則」という。)で定める団体から推薦された者及び一般公募による者とします。 3 運営委員及びまちづくり委員の任期は2年とし、再任は妨げませ
2 まちづくり委員は、鳥栖北地区まちづくり推進協議会運営細則(以下「運営細則」といいます。)で定める団体から推薦された者及び一般公募による者とします。 3 まちづくり委員の任期は2年とし、再任は妨げません。 2 運営委員及びまちづくり委員は、鳥栖北地区まちづくり推進協議会運営細則(以下「運営細則」という。)で定める団体から推薦された者及び一般公募による者とします。 3 運営委員及びまちづくり委員の任期は2年とし、再任は妨げませ
下「運営細則」といいます。)で定める団体から推薦された者及び一般公募による者とします。 3 まちづくり委員の任期は2年とし、再任は妨げません。 運営委員及びまちづくり委員の任期は2年とし、再任は妨げませ
般公募による者とします。 者及び一般公募による者とします。 3 まちづくり委員の任期は2年とし、再任は妨げません。 3 運営委員及びまちづくり委員の任期は2年とし、再任は妨げませ
3 まちづくり委員の任期は2年とし、再任は妨げません。 3 運営委員及びまちづくり委員の任期は2年とし、再任は妨げませ
\mathcal{N}_{\circ}
·
4 前項の規定にかかわらず、後任の委員が選任されていない場合に 4 前項の規定にかかわらず、後任の委員が選任されていない場合に
は、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延伸します。 は、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延伸します。
5 欠員補充のために推薦されたまちづくり委員の任期は、第3項の規 5 欠員補充のために推薦された運営委員及びまちづくり委員の任期
定にかかわらず、前任者の残任期間とします。 は、第3項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とします。
6 まちづくり委員の委員数については、運営細則にこれを定めます。 6 運営委員及びまちづくり委員の委員数については、運営細則にこれ
を定めます。
(削除) 7 運営委員とまちづくり委員は兼ねることはできません。

71.7*///	T□
改正後	現行
(役員及び役員の選出方法)	(役員及び役員の選出方法)
第7条 まち協に次の役員を置きます。	第7条 協議会に次の役員を置きます。
(1) 会長 1人	(1) 会長 1人
(2) 副会長 2人	(2) 副会長 2人
(削除)	(3) 会計 1人
(3) 専門部会長 2人	
(4) 専門副部会長 4人	
(5) 会計監事 2人	(4) 会計監事 2人
(6) 事務局長 1人	(5) 事務局長 1人
2 役員は、第5条に定める者の中から、総会で選任します。ただし、	
会計監事は、まちづくり委員以外から選任し、他の役員と兼ねること	
はできません。	と兼ねることはできません。
3 事務局長は、鳥栖北まちづくり推進センター長をもって充てます。	C
4 まち協の運営をより円滑にするために、運営細則に定める顧問を置	 3 協議会の運営をより円滑にするために、運営細則に定める顧問を置
くことができます。	くことができます。
	(AL P a K 74)
(役員の任務)	(役員の任務)
第8条 会長は、まち協を代表し、会務を総括します。	第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総括します。
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行	
します。	します。
(<i>削除</i>)	3 会計は、協議会の会計業務を処理します。
3 専門部会長は、専門部会を総括し、事業の企画、運営を行ないます。	
4 専門副部会長は、専門部会長を補佐します。	
5 会計監事は、まち協の会計を監査します。	4 会計監事は、協議会の会計を監査します。
<u>6</u> 事務局長は、 <u>まち協</u> の事務を総括します。	5 事務局長は、協議会の事務を総括します。

改正後	現行
(役員の任期)	(役員の任期)
第9条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げません。	第9条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げません。
2 前項の規定にかかわらず、欠員補充のために選出された役員の任期	2 前項の規定にかかわらず、欠員補充のために選出された役員の任期
は、前任者の残任期間とします。	は、前任者の残任期間とします。
(+666 目目)	(4依日日)

(機関)

第10条 まち協に次の機関を置きます。

(1) 総会

(削除)

(2) 役員会

(3) 専門部会

(総会)

第11条 総会は、まち協の最高議決機関であり、<u>まちづくり委員及び</u> 役員をもって構成します。

- 2 定期総会は、第14条第2項に定める会計年度が終了した後2ヶ月以内に会長が招集し、次の事項を審議します。
- (1) 規約の制定及び改廃に関すること
- (2) 事業計画及び事業報告に関すること
- (3) 予算及び決算に関すること
- (4) 役員の選任に関すること
- (5) その他まち協の運営に関し特に重要と認められる事項
- 3 臨時総会は、役員会が必要と認めたときに会長が招集します。
- 4 総会の議長は、第1項に定める構成員(役員は除きます。)から選出します。
- 5 総会は、第1項に定める構成員の3分の2以上の出席(委任状を含みます。)により成立します。
- 6 総会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによります。

(機関)

第10条 協議会に次の機関を置きます。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 役員会
- (4) 専門部会

(総会)

第11条 総会は、協議会の最高議決機関であり、運営委員及びまちづくり委員並びに役員をもって構成します。

- 2 定期総会は、第15条第2項に定める会計年度が終了した後2ヶ月以内に会長が招集し、次の事項を審議します。
- (1) 規約の制定及び改廃に関すること
- (2) 事業計画及び事業報告に関すること
- (3) 予算及び決算に関すること
- (4) 役員の選任に関すること
- (5) その他協議会の運営に関し特に重要と認められる事項
- 3 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたときに会長が招集します。
- 4 総会の議長は、第1項に定める構成員(役員は除く。)から選出します。
- 5 総会は、第1項に定める構成員の3分の2以上の出席(委任状を含む。)により成立します。
- 6 総会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによります。

(運営委員会) 第12条 運営委員及び役員(会計監事は除く。)及び 第14条第3項に定める部会長をもって構成します。 2 運営委員会は、次の事項を審議します。 (1) 総会に付議する事項 (2) 第6条第1項に定める委員のうち一般公募による委員の承認に関する事項 (3) 協議会の企画運営及び啓発に関する事項 (4) 第14条第1項に定める専門部会の提案に関する事項 (5) 運営細則の改廃に関する事項 (6) その他協議会の運営に関し、必要と認められる事項 3 運営委員会は会長が招集し、運営委員会の議長は会長が行います。 4 運営委員会は、第1項に定める構成員の3分の2以上の出席(委任状を含む。)により成立します。 5 運営委員会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによります。		(海岸禾昌春)
	(削除)	第12条 運営委員会は、運営委員及び役員(会計監事は除く。)及び 第14条第3項に定める部会長をもって構成します。 2 運営委員会は、次の事項を審議します。 (1) 総会に付議する事項 (2) 第6条第1項に定める委員のうち一般公募による委員の承認に 関する事項 (3) 協議会の企画運営及び啓発に関する事項 (4) 第14条第1項に定める専門部会の提案に関する事項 (5) 運営細則の改廃に関する事項 (6) その他協議会の運営に関し、必要と認められる事項 3 運営委員会は会長が招集し、運営委員会の議長は会長が行います。 4 運営委員会は、第1項に定める構成員の3分の2以上の出席(委任 状を含む。)により成立します。 5 運営委員会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長

33	
Ī	

71 71/L	∞H /→
改正後	現行
(役員会)	(役員会)
第12条 役員会は、役員(会計監事は除きます。)及び各区長をもっ	第13条 役員会は、役員(会計監事は除く。)及び第14条第3項に
て構成し、次の事項を審議します。	定める部会長及び各区長をもって構成し、次の事項を審議します。
2 役員会は、次の事項を審議します。	(1) 運営委員会に付議する事項
(1) 総会に付議する事項	(2) 第6条第1項に定める委員のうち、各団体からの推薦による委員
(2) 第6条第1項に定めるまちづくり委員の承認に関する事項	の承認
(3) まち協の企画運営及び啓発に関する事項	(3) その他協議会の運営に関し、必要と認められる事項
(4) 第13条第1項に定める専門部会の提案に関する事項	
(5) 運営細則の改廃に関する事項	
(6) その他まち協の運営に関し、必要と認められる事項	
3 役員会は会長が招集し、役員会の議長は会長が行います。	 2 役員会は、会長が招集します。
4 役員会は、第1項に定める構成員の3分の2以上の出席(委任状を	
含みます。)により成立します。	
5 役員会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決	
3 区員云の成事は出版名の過士級で込む、引責的級の物量は成長の公 するところによります。	
9325764949	

	ı
C	٠
H	\triangleright

改正後	現行
(専門部会)	(専門部会)
第13条 まち協の活動を実践するために、必要に応じ、運営細則で定	第14条 協議会の活動を実践するために、必要に応じ、運営細則で定
める専門部会を置きます。	める専門部会を置きます。
2 専門部会の委員は、まちづくり委員をもって構成します。	2 専門部会の委員は、運営委員及びまちづくり委員をもって構成しま
	す。
3 専門部会には部会長1名及び副部会長2名を置きます。	3 専門部会には部会長及び副部会長を置くこととし、委員の互選によ
なお、部会長及び副部会長は、区長会から推薦されたまちづくり委	り選出します。
***************************************	り歴山しまり。
員以外の者とします。	
(4.71)	
(会計)	(4.71)
第14条 まち協の経費は、補助金及び交付金その他の収入をもって充	
てます。	第15条 協議会の経費は、補助金及び交付金その他の収入をもって充
2 まち協の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をも	てます。
って終了します。	2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をも
3 会計事務は、事務局において行います。	って終了します。
(会計監査)	(会計監査)
第15条 会計監事は、会計帳簿及び収入支出の状況を監査し、総会に	
報告します。	報告します。
(株却八間)	(持却八間)
	(情報公開)
第16条 総会、役員会、専門部会及び会計内容等については、原則と	第17条 総会、役員会、運営委員会、専門部会及び会計内容等につい
して公開します。	ては、原則として公開します。

	l
Ċ	S
Ć	л
	i.

現行
(規約に定めのない事項) 第18条 この規約に定めのない事項で、協議会の運営について疑義が 生じた場合は、運営委員会で定めます。
附 則 1 この規約は、平成23年12月20日から施行します。 2 協議会設立時の委員の任期は、第6条第3項の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成25年度の総会の日までとします。 3 協議会設立時の役員の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成25年度の総会の日までとします。 4 協議会設立時の会計年度は、第15条第2項の規定にかかわらず、この規約の施行の日から当該年度の3月31日までとします。 5 この規約は、平成24年5月21日から施行します。 6 この規約は、平成25年5月21日から施行します。

Ⅲ. 鳥栖北地区まちづくり推進協議会運営細則

鳥栖北地区まちづくり推進協議会運営細則

鳥栖北地区まちづくり推進協議会運営細則の全部を改正する。 (委員数等)

第1条 鳥栖北地区まちづくり推進協議会規約(以下「規約」といいます。)第6条第2項 の運営細則で定める団体、同条第6項の運営細則で定める委員数については、次のとおり とします。

団体の名称	まちづくり委員数
鳥栖北地区区長会	5人以内
鳥栖北地区民生委員児童委員連絡協議会	4人以内
鳥栖北地区老人クラブ	5人以内
鳥栖北小学校	1人以内
鳥栖中学校	1人以内
鳥栖北小学校PTA	4人以内
鳥栖中学校PTA	4人以内
鳥栖北地区女性部	2人以内
鳥栖市消防団第1分団	2人以内
鳥栖北地区食生活改善推進協議会	2人以内
鳥栖北地区社会福祉協議会	2人以内
鳥栖北地区交通対策協議会	2人以内
鳥栖北地区スポーツ協会	2人以内
とす市民活動センター	1人以内
鳥栖地区地域包括支援センター	1人以内
一般公募による者	6人以内

(顧問)

第2条 規約第7条第4項の顧問は、市議会議員、学識経験者等とします。

(専門部会)

- 第3条 規約第13条第1項の専門部会については、次のとおりとします。
 - (1) 安全安心部会
 - (2) 地域交流部会

(文化祭実行委員会)

- 第4条 文化祭の運営を行うために、文化祭実行委員会を置きます。
- 2 文化祭実行委員会の委員は、鳥栖北地区まちづくり推進協議会役員会の構成員及び町区の文化委員をもって構成します。
- 3 文化祭実行委員会には実行委員長を置き、鳥栖北地区まちづくり推進協議会会長をもって充てます。

附 則

- この細則は、平成23年12月20日から施行します。
- この細則は、平成25年5月21日から施行します。
- この細則は、平成26年5月21日から施行します。
- この細則は、平成30年11月1日から施行します。
- この細則は、令和5年2月21日から施行します。

改正後	現行
鳥栖北地区青少年育成会会則	鳥栖北地区青少年育成会会則
(名称及び組織) 第1条 この会は、鳥栖北地区青少年育成会(以下「育成会」といいます。)と称し、鳥栖北地区まちづくり推進協議会(以下「まち協」といいます。)内の組織とします。 (目的) 第2条 育成会は鳥栖市青少年育成市民会議の施策に呼応し、本地区内の青少年の健全育成を図ることを目的とします。	(名 称) 第1条 本会は、鳥栖北地区青少年育成会(以下「会」という)と称する。 (目 的) 第2条 この会は鳥栖市青少年育成市民会議の施策に呼応し、本地区内の青少年の健全育成を図ることを目的とする。
(削除)	(組 織) 第3条 この会は、この会の目的に賛同する個人及び団体等(以下「員」 という。)をもって構成する。
(削除)	(運営委員) 第4条 この会に、運営委員を置く。運営委員は、次の者で構成し、任期は1年とする。補欠により選任された運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。
	区長会、老人クラブ代表、婦人部代表、民生委員・児童委員代表、 小・中学校校長、小・中学校PTA代表、子どもクラブ代表、保育 園長、幼稚園長、交通対策協議会代表、スポーツ推進委員代表、体 育協会代表、警察署、鳥栖駅前交番、鳥栖西交番、まちづくり推進 センター長及び職員その他学識経験者。

-37 -

改正後 (会長及び副会長)

- 第3条 育成会に次の役員を置きます。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2 名
- 2 会長はまち協の会長を、副会長はまち協の副会長をもって充てま す。
- 3 会長は、育成会を代表し、会務を総括します。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代 行します。

(総会)

第4条 総会は、最高の議決機関であり、まち協の総会をもって総会 とします。

(削除)

- 2 総会は、次の事項を審議します。
 - (1) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (2) 予算及び決算に関すること。

(削除)

(3) その他育成会の運営に関し特に重要と認められること。

(会長及び副会長)

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- 2 会長、副会長は、運営委員の中から選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたとき は、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

現行

(総 会)

- 第6条 総会は、最高の議決機関であり、運営委員をもって構成す
- 2 総会は、会計年度が終了した後2カ月以内に会長が招集し、会長 が議長となる。
- 3 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (2) 予算及び決算に関すること。
 - (3) 役員の選任に関すること。
 - (4) その他会の運営に関し特に重要と認められること。

ω
9

改正後	現行
(会計) 第5条 育成会の経費は、鳥栖市からの助成金をもって充てます。 2 育成会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日を もって終了します。	(経費等) 第7条 この会に要する経費は、鳥栖市からの助成金をもってあて る。 2 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとす る。
(削除)	(事務局) 第8条 事務局は鳥栖北まちづくり推進センターに置き、事務局長は 運営委員の中から会長が委嘱する。
(会則に定めのない事項) 第6条 この会則に定めのない事項で、育成会の運営について疑義が 生じた場合は、会長が別に定めます。	(補 則) 第9条 この会則に定めるもののほか、会の運営について必要な事項 は、会長が別に定める。
附 則 この会則は、平成29年4月1日から施行する。 附 則 この会則は、令和5年2月21日から施行する。	附 則 この会則は、平成29年4月1日から施行する。

V. 鳥栖北まちづくり推進センター運営委員会規約

鳥栖北まちづくり推進センター運営委員会規約

第1条 鳥栖北まちづくり推進センター活動を推進するために運営委員会を設ける。

第2条 この会は次の事項を審議する。

- 1. まちづくり推進センターの事業計画、各種事業の実施に関すること
- 2. まちづくり推進センターの施設・設備に関すること
- 3. 住民のまちづくり推進センター使用の適正化に関すること
- 4. その他運営上に生じた諸問題に関すること

第3条 この会は次の委員で構成する。

1.	地区代表	(区長)	5 人
2.	婦人代表		5 人
3.	PTA代表	(小・中)	2 人
4.	校長代表	(小・中)	2 人
5.	老人クラブ代表		5 人
6.	体育協会代表		2 人
7.	その他学識経験	艺	若干名

- 第4条 委員はそれぞれの機関で選出し、センター長がこれを委嘱する。
- 第5条 委員の中から委員長を互選し会議の議長となる。
- 第6条 この会の会議は、センター長が招集する。
- 第7条 この会は、年2回開催する。必要に応じて臨時に開催することができる。
- 第8条 委員の任期は1年とする。ただし再任もさまたげない。

附 則

- この規約は、昭和56年4月14日から施行する。
- この規約(平成5年一部改正)は、平成5年5月14日から施行する。
- この規約(平成25年一部改正)は、平成25年4月1日から施行する。
- この規約は、令和5年2月21日に廃止する。

VI. まちづくりプラン策定の経緯

年月日	内容
令和4年	役員会兼運営委員会開催
5月12日	*まちづくりプラン策定委員会の組織決定
	第1回策定委員会開催
6月20日	協議事項
	*まちづくりプラン策定工程、予算について
	*第1期まちづくりプランの評価について
	*シンボルマークについて
	*地区が抱える主な課題について
	*まち協の組織見直しについて
	第1回合同専門部会開催
6月30日	①出前講座 「まちづくり推進協議会って何?」 市民協働推進課
	②協議事項
	*第1回策定委員会の協議事項
	第2回策定委員会開催
	協議事項 *事業計画と研究課題について
8月24日	*専門部会の委員構成について
	*まちづくり推進協議会組織図について
	*規約の改正について
	第2回合同専門部会開催
	①出前講座
9月29日	「総合計画におけるまちづくり推進協議会」 総合政策課
	②協議事項
	*第2回策定委員会の協議事項
10月27日	第3回策定委員会開催
	先進地視察:佐賀市巨勢まちづくり協議会
12月20日	第4回策定委員会開催
	協議事項
	*第2期まちづくりプラン素案について
令和5年 1月17日	第3回合同専門部会開催
	協議事項
	*第4回策定委員会の協議事項
	第2期まちづくりプラン素案について
2月21日	臨時総会
	協議事項 *鳥栖北地区まちづくり推進協議会規約の改正について
	* 鳥性北地区よりつくり推進協議会規制の以上について *第2期まちづくりプランについて
	↑ 知4捌みりフトリノノイに フレ゙└

イラスト提供:株式会社サガン・ドリームス

令和5年3月発行 鳥栖北地区まちづくり推進協議会

〒841-0038 佐賀県鳥栖市古野町176-3 鳥栖北まちづくり推進センター内

TEL: 0942-85-3631 FAX: 0942-55-4806